

埼労発雇均0313第5号
令和5年3月13日

一般社団法人 埼玉県経営者協会 会長 殿

埼玉労働局長

春季における年次有給休暇の取得促進について

貴職におかれましては、時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和3年に58.3%と前年より1.7ポイント上昇し、過去最高となったものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。

また、労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正により、平成31年4月から、全ての企業において年10日以上の年休が付与される労働者に対する年5日の年休の確実な取得が求められているところです。

一方、導入が広がっている計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年休の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年休制度は、これからも新型コロナウイルス感染症対策として実践している働き方・休み方を続けていくためにも効果的です。

このため厚生労働省では、この春における年休の取得促進の気運を醸成するため、ポスター及びリーフレットを活用した広報、労使に対する働きかけ等を行っていくこととしております。

貴職におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のポスターを掲示していただくとともに、傘下企業等への周知に御協力のほどお願いします。

なお、本ポスター・リーフレットは、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
「労働者の休み方に着目した取組等を知りたい」コンテンツ

○年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

(担当) 埼玉労働局雇用環境・均等室

TEL:048-600-6210 (担当:大津、布川)